

主な内容

- 2面 論説、会長あいさつ
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4～5面 選挙関連法Q&A
- 6面 税理士による国会議員等の後援会について

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
 東京税理士協同組合会館3F
 電話 03(3356)4479
 [URL] http://www.t-zeisei.jp/
 編集発行人 嶋崎 雄幸
 広報委員長

固定資産税軽減措置に関する緊急要望実現

減額申告の期限延長求め都議会各派に提出

新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化した事業者に対する固定資産税等の軽減措置が図られた。特例措置の提出期限が令和3年2月1日となっているが、緊急事態宣言が発令され政府や各地方自治体からの飲食店等への営業自粛、事業所への出勤減が要請されている現状においては、事業者の安全確保、事務負担等を考慮し、その提出期限を延長すべきである。

具体的には、地方税法附則第61条3項について、法的安定性の観点から、その適用については柔軟に対応すること。この状況に鑑み、本連盟は本年1月14日、有息規定の適用及び提出期限の明示などを求めた「令和3年度分の固定資産税等軽減措置に関する緊急要望」を都議会各会派に提出した。この要望書は、地方税法附則第61条3項について、法的安定性の観点からその適用については柔軟に対応することとし、上記の3項目を要望している。これを1月20日、東京都主税局の低出典典局長から、納税者や税理士がコロナ感染症に感染または患者に濃厚接触した場合は、さらに緊急事態宣言により申告書などの期限内提出が困難となった場合などは地方

令和3年度分の固定資産税等軽減措置に関する緊急要望書

令和3年1月
東京税理士政治連盟

緊急事態宣言下においては特例の提出期限の延長を認めること

新型コロナウイルス感染症の影響で業績悪化した事業者に対する固定資産税等の軽減措置が図られた。特例措置の提出期限が令和3年2月1日となっているが、緊急事態宣言が発令され政府や各地方自治体からの飲食店等への営業自粛、事業所への出勤減が要請されている現状においては、事業者の安全確保、事務負担等を考慮し、その提出期限を延長すべきである。

具体的には、地方税法附則第61条3項について、法的安定性の観点から、その適用については柔軟に対応すること。

1. 「やむを得ない理由」に今回の緊急事態宣言発令が当たったことを事前にHP等で周知し、かつ、緊急事態宣言が終了したのちに延長が認められる期間について改めてHP等で周知すること。
2. 令和3年度償却資産申告についても同様の措置をとること。
3. 延長期間については、緊急事態宣言の終了後1か月又は3月31日程度を目安とすべきである。

《参考》 地方税法附則第61条3項

市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る特例対象資産につき第一項の規定を適用することができる

以上

立憲民主党議員に陳情

インボイス制度の廃止 確定申告期限の延長

本連盟では、今年1月から改正法案の成立に先立ち、らの通常国会における税制 関連委員会における質問を



海江田万里議員(右)



末松義規議員(右2人目)

詳細な説明を行った。要望の主な内容は、インボイス制度の廃止と確定申告期限の延長の2項目。これに対し、末松議員は、2月24日及び26日の財務金融委員会において、インボイス制度に関し延期もしくは中止を要求し、同制度は導入されることにより免税事業者が取り引きから排除されるおそれがあることについて質問した。また、確定申告期限の延長については、海江田議員から1月26日の財務金融委員会において既に質問をしているとの回答があり、さらに同議員は、3月2日の財務金融委員会において、所得格差と税制について質問した。

東京税理士会が税制改正意見書を議決

東京税理士会は、3月18日開催の理事会において、「令和4年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」を議決した。この中で、以下の4項目が重要な改正要望事項として挙げられている。

なお、現在、本連盟では、この意見書に基づき、次年度の「税制改正に関する要望」を政策委員会において鋭意検討中である。

重要な改正要望事項

1. 消費税の税率を単一税率とすること。
2. 適格請求書等保存方式の導入に反対する。
3. 役員給与と税制を抜本的に見直すこと。
4. 災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設するとともに、所得控除の最後に適用したうえで、翌年以降10年間の繰越控除を認めること。

衆議院選挙が行われる。端的に言えば、私たち国民の代表として、税金の徴収方法とその使い道を決める人々を選ぶのだ。健全な納税の先には健全な税金の使途があるべきで、それを実現できる議員を見極める重要性を広く説いてきた「税政連」の活動の目的は「税理士の果たすべき社会的役割を踏まえ、納税者のための民主的な税理士制度並びに租税制度を確立するため必要な政治活動を行う」としている。そのために我々の業務に直接関係のある問題だけではなく、中小零細企業・一般納税者の声を最も身近で聞ける税務の専門家として、彼らの声を政治の世界に届けていかなければならない▼小規模事業者ほど悪影響の出るインボイス制度は本当に必要か。政府として軽減税率導入の検証はなされているのか。改正法附則に記載のある「3年以内の制度の見直し」を求める声を上げ続けることも我々の大きな使命だ▼これらを実現するには、イデオロギーや党利党略、政争など離れて、あくまでも納税者に寄り添った政策を考え実行できる政治家が必要なのだ▼コロナ禍において、企業は疲弊し国民は逼迫している。これ以上国民を痛めつける税制改正がなされないよう目を光らせ、それを阻止して望める政治家の出現を切に望む。

コロナ禍で税政連に できること

会長あいさつ 名倉 明彦



会員の皆様におかれましては、確定申告が終わりほっと一息も束の間、3月決算法人の申告で多忙な日々をお過ごしのことと推察します。

は、新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化した事業者に対する固定資産税等の軽減措置の提出期限の延長等を求める「令和3年度分の固定資産税等軽減措置に関する緊急要望書」を作成し、都議会各会派及び東京都主税局に提出しました。これに対し、きわめて異例なことですが、東京都主税局長から、新型コロナウイルス感染症による期限内申告が困難であることは、「やむを得ない理由」に該当する旨直々に回答を頂きました。

翌日、都主税局のホームページに詳細が掲載されました。税政連の成果と自負しております。税理士業務以外でもコロナ禍で持続化給付金や家賃支援給付金、現在申請期間中の一時支援金等納税者をしっかりサポートすることが国民から信頼される税理士制度へと繋がります。

3月26日に参議院本会議において過去最大を更新する106兆円超の新年度予算が可決成立しました。例年1月には立憲民主党と集合型懇談会を開催しておりましたが、緊急事態宣言期間のため今年は個別陳情を行い、インボイス制度の廃止、確定申告期限の

延長等を要望しました。1月、2月の衆議院財務金融委員会において、各議員から要望していただき、確定申告期限の延長が実現しました。

コロナ禍の現況下インボイス制度の導入は拙速に過ぎます。中小企業関係団体と

連携し、インボイス制度の凍結、廃止に向けて引き続き運動を展開してまいります。

す。今後共、税政連に対するご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

税制改正要望で意見交換 中小企業関係団体との懇談会

本連盟は3月26日、東京会と共催で「中小企業関係団体との懇談会」を東京税理士会館で開催した。

第一部では、東京会の矢ノ目調査研究部長から、令和4年度税制改正意見書の内容について重要な4項目を中心に説明があった。また、東京会の大谷制度部長からは、昨年末に公表された税制改正大綱と草案に盛り込まれた税理士法改正について、本連盟の菅原政策

第一部では、東京会の矢ノ目調査研究部長から、令和4年度税制改正意見書の内容について重要な4項目を中心に説明があった。また、東京会の大谷制度部長からは、昨年末に公表された税制改正大綱と草案に盛り込まれた税理士法改正について、本連盟の菅原政策

委員からはインボイス制度を中心に本連盟の税制改正要望の説明がそれぞれあった。続いて、各参加団体における令和3年度及び令和4年度の税制改正要望並びに中小企業に対する取組について説明があった。

論説

最近、NEの個人情報管理の問題が発覚し、個人情報保護に関する関心が再び高まってきた。マイナンバー制度が開始された同時期に、特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドラインが公表され、個人情報保護の機軸が高まった。時がたつにつれSNS上では個人情報があふれかえり、個人情報保護の関心は薄れたのかと思っていた矢先のLINE問題である。

準備を進めていて驚いた。年末調整において年末調整対象者(給与所得者の秘密性の高い情報を更に多く集めなければならぬ)が分り愕然としたのである。年末調整は給与所得者のいわば確定申告に当たるものであるから、ここで年間所得金額、税額を確定す

のであるが、頭の中にインプットされた情報をコンシュレッダーにかけるとは出来ないので、これこそ現場まで戻っていかねばならない。

未婚のひとり親に対する税制措置が認められたのは歓迎すべきであるが、これを年末調整で行うためには「その人と事

担当者が把握し確認しなければならぬ。そしてこれらの情報は同時に会社も把握できてしまう。問題点は個人情報保護だけではない。年末調整事務に係るコストである。この年末調整事務にかかるコストは全て源泉徴収義務者が負担している。本来は課税庁、納税

泉徴収・年末調整コストを「プライバシー」として個人情報保護法等の法律面から問題点を指摘された。是非お読みいただきたい。

複雑化する個人情報と税制、この中で年末調整制度をそのまま放置しても良いものなのか、税理士会の建議にもこの年末調整制度の見直しは入っていない。他国では年末調整はないと聞いている。日本独特の制度であるらしい。簡易な年末調整(社会保険料控除と基礎控除のみ)により、全ての給与所得者が確定申告をするようにすべきであるとする。源泉徴収制度と年末調整をそろそろ見直すべき時に来ているのではないかと考えているのがいかにであろうか。

年末調整制度に関する一考察

個人情報保護の観点から

実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことを確認する必要があります。扶養する親族に障害者はいくらか、住宅ローンをとれくらしい抱えているか、寡婦控除は死別が離婚か等々、これらをすべて事務

のためにこれらの機微情報を課税庁が把握する必要があります。しかし、なぜ源泉徴収義務者が把握し、保管をしなければならないのか、年末調整事務を担当する従業員は公務員ではない。集めた情報が漏れないように保管に努める

者が負担すべき徴税コストを源泉徴収義務者が負担しているのである。この原簿を執筆中、「税研」が面白い。今回の特集は「プライバシーと税制」であり、その中で広島修道大学法学部教授の奥健先生が「源

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

Support2021 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限定させていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。



税政連サポート募金ご協力をお願いいたします。

税理士事務所と関与先を守る安心の補償 税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つ的手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

資料請求先
株式会社日税連保険サービス

〒141-0032
東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ [ぜひいほけん](#)

*ホームページでは事故事例をご覧いただけます。

「給付付き税額控除」による貧困対策・子育て支援について

I はじめに

いまだ終息の兆しが見えないコロナ禍において、低所得者や子育て世帯を税額控除と給付金で支援する。給付付き税額控除は現実的な選択肢として着目される。この制度は社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みであり、所得税の納税者に対しては税額控除を与え、控除しきれない者や所得税がゼロである者に対しては現金給付を行うというもので、その考え方の源泉はフリードマンの「負の所得税」に求められる。

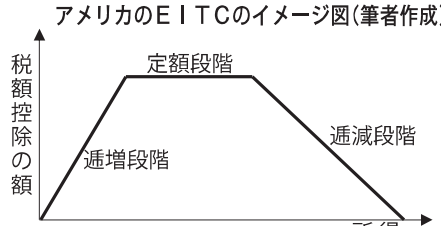
諸外国においては、勤労税額控除という形式で導入している国が多く、米国、英国、韓国等、OECD加盟国で10か国以上に及ぶ。当初は社会保障料負担の軽減や所得保障だけを政策目的としていたが、その後、子育て支援を組み込むといった経緯を辿っている。

厚い社会保障制度が人々の就労・勤労意欲を損ね、むしろ根本的な貧困からの脱出が困難となり、児童の貧困にさえも繋がる。低所得者の就労・勤労の促進の要請は、70年代、米国での導入を契機としたものである。

租税政策の面は、80年代以降の世界的な税制改革の潮流が課税ベースの拡大と税率構造のフラット化であり、その結果、弱まった所得再分配の補強に関心を高めた。高所得者に有利であった課税ベースを大きく浸食する所得控除から、高所得者にも低所得者にも同額の税負担軽減があり、課税ベースの浸食が相対的に小さい税額控除へと転換する政策が採られるようになった。

III 諸外国の制度
(1) アメリカ
勤労所得税額控除(EITC)は、就労し所得があることを一つの要件とする。貧困世帯の就労を促進する効果が期待されている。子供が多い世帯ほど税額控除は多いが、単身者や夫婦世帯も利用可能となっている。対象を中所得者に絞るため、所得の増加に伴う税額控除に連増・定額・通減の段階を設け、連増段階は働くほど税額控除が

II 制度導入の背景
諸外国で導入された背景には、社会保障政策と租税政策の観点から挙げられる。社会保障政策の面は、手



増加することから貧困世帯の就労を促す効果があります。一方で、通減段階の設置により税額控除の対象を所得が一定以上の世帯に限定することで所得再分配の効果を高めている。

児童税額控除(CTC)は、98年に導入され、17歳未満の子一人あたり千ドルの税額控除が与えられる。所得制限により控除額が通減される。CTCは確定申告時に所得税額から控除され、税額を超える部分は給付による低所得者への再分配機能を併せ持つ。

EITCやCTCは、適用要件が複雑なため控除対象に該当するかどうかを納税者が判断することが困難であることや、確定申告が

給付時期までの間乗せとして給付され、CTCと児童手当における児童の定義は同一で、ともに16歳未満となっている。申請手続きには国民保険番号を活用し、執行は歳入関税庁が行う。税額控除と所得税額との相殺はせずに、WTCC・CTCは世帯構成や育児費用等の状況の変化に応じて控除額が変動するが、給付は毎週又は4週間毎の振込による仮払いの性質を有することから、年度末に総額を調整する必要があります。ただし、所得や世帯状況の変化が随時報告されないことがあり、年度末に総額を調整することで過誤支給が生じる問題が指摘されている。

「当面の問題」シリーズ
136

「福祉から就労へ」が掲げられ、社会保障制度と税制の統合が進められた。03年に低所得者の就労促進の勤労税額控除(WTCC)と子を有する中低所得世帯支援の児童税額控除(CTC)の2つの制度が一体となって給付付き税額控除の制度となっている。WTCCは就労要件はあるが、有子要件のない就労税額控除で、就労時間を主たる受給要件とする。受給するには週16時間以上の就労が義務付けられ、就労時間が週30時間以上になると給付額が加算される。CTCは有子要件はあるが就労要件はなく、主たる給付要件を子供の数とする。このように、子育て支援は給付の廃止、自営業者への適用など段階的に適用対象を拡大しているが、雇用者に比べて所得捕捉が相対的に低い自営業者世帯への適用には、業種別の調整率を用いて受給資格を決めている。

また、申請資格に不動産等の資産要件を採用していることに特徴がある。執行機関である国税庁が保有財産を確認できる権限を有し、住民登録番号を活用した所得や資産に関する資料のマッチングを行っているため、資産要件を課することが可能となっている。15年には満18歳未満の扶養する子供がいる世帯には、子ども奨励金が新設されている。

韓国では、「次上位階層」といわれる勤労貧困層の多くが社会保険の適用対象ではない非正規雇用として働いており、公的な社会安全網から排除されている。そこで税制による所得支援と勤労意欲を高めるため、08年に勤労奨励税制が導入された。

韓国では、「次上位階層」といわれる勤労貧困層の多くが社会保険の適用対象ではない非正規雇用として働いており、公的な社会安全網から排除されている。そこで税制による所得支援と勤労意欲を高めるため、08年に勤労奨励税制が導入された。

勤労奨励金の給付は、連増・定額・通減の3段階で、奨励金は所得税額から所得を合算して受給要件を設ける仕組みや、就労支援であれば所得の増加に応じて給付額を増加させるのが

有効である。又、子育て支援であれば子供の人数に応じて一定額を給付する仕組みが望ましい。第2に制度の悪用や不正受給の防止策を講じていることである。例えばマイナンバー制度を活用した番号による税と社会保障情報による一体化により未然に不正受給を防止する仕組みや、事後的措置として一定期間の受給停止や減額制度を設けることが考えられる。

第3に所得捕捉できる体制を構築することである。動き方が多様化していることから、いかに所得情報を明確に把握できるかは重要な課題である。個々人の所得捕捉と給付を結びつけることで透明性のある制度として、税務署による執行が考えられる。

第4は税制と社会保障との関係を整理した制度とすることである。諸外国の事例でも既存の制度をパッチワークのように改正すると全体として複雑な仕組みとなり、その結果、受給率の低下や過誤支給・不正支給の温床となりがちである。我が国の所得格差による低所得者や子育て支援対策として、給付付き税額控除を本格的に検討する良い機会ではないだろうか。

IV おわりに
諸外国における制度の概観から、導入に向けては、次のような課題が挙げられる。

第1に導入目的の明確化である。低所得者支援・就労支援・子育て支援かにより、制度設計は異なる。低所得者支援であれば資産性所得を合算して受給要件を設ける仕組みや、就労支援であれば所得の増加に応じて給付額を増加させるのが

有効である。又、子育て支援であれば子供の人数に応じて一定額を給付する仕組みが望ましい。第2に制度の悪用や不正受給の防止策を講じていることである。例えばマイナンバー制度を活用した番号による税と社会保障情報による一体化により未然に不正受給を防止する仕組みや、事後的措置として一定期間の受給停止や減額制度を設けることが考えられる。

第3に所得捕捉できる体制を構築することである。動き方が多様化していることから、いかに所得情報を明確に把握できるかは重要な課題である。個々人の所得捕捉と給付を結びつけることで透明性のある制度として、税務署による執行が考えられる。

第4は税制と社会保障との関係を整理した制度とすることである。諸外国の事例でも既存の制度をパッチワークのように改正すると全体として複雑な仕組みとなり、その結果、受給率の低下や過誤支給・不正支給の温床となりがちである。我が国の所得格差による低所得者や子育て支援対策として、給付付き税額控除を本格的に検討する良い機会ではないだろうか。

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も **達人シリーズ!**

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

- 6品目以上導入 → 6%OFF
- 8品目以上導入 → 8%OFF
- 10品目以上導入 → 10%OFF

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様からも、「使いやすい」に高い評価をいただいています。

※別添録音音、お買金のご負担をお断りいたします。

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

選挙関連法Q&A

今年、衆議院議員が10月21日に任期満了を迎えるため、解散が無くとも期日までに総選挙が実施されます。来る総選挙に向け、各単位税政連及び後援会において選挙への誤りのない対応に資するため、選挙関連法Q&Aを掲載しますので、参考として下さい。

(このQ&Aは、日税政・国対委員会作成の「後援会・税政連の選挙運動のためのサポーター」からの抜粋となります)

Q1 事前運動の禁止とはどういった行為ですか。また事前とはどのような期間ですか。

【回答】(根拠条文：公選法129、178)

事前運動とは、事前選挙運動の際で、立候補届出前(事前)にする選挙運動のことです。選挙運動は公選法において選挙期間中にのみ行うことが認められていますので、立候補届出前に選挙運動をした場合、事前(選挙)運動の禁止に該当することになります。

尚、選挙運動とは、①特定の選挙において、②特定の候補者の当選を得又は得しめるために、③選挙人に働きかける行為、つまり、選挙運動の三要素を満足させる行為をいいます。具体的に言いますと、「今度の衆議院選挙では〇〇さんをよろしく」とその選挙の選挙区の住民(選挙人)に願ひ(投票依頼)することです。

事前運動の禁止の規定とは異なりますが、次に掲げる場合も選挙運動をすることができません。

1. 選挙の期日(投票日)は選挙運動をすることはできません。但し、棄権防止活動は除かれます。

2. 選挙期日後の挨拶行為等として一定の行為はできません。但し、自筆の図書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書画

【回答】(根拠条文：公選法139、179、199の5、政治資金規正法21の2)

公選法上、陣中見舞いは陣中見舞いが金銭と飲食物により異なります。1. 陣中見舞いが飲食物の場合は、飲食物の提供の禁

止に抵触しますから絶対に行わないで下さい。

2. 陣中見舞いが金銭の場合、公選法上問題はありませぬ。但し、金銭で寄附をする場合、政治資金規正法の規定では、次のようになっています。

次に、選挙運動に関する寄附を相手方に渡す時期について、政治資金規正法上の規定はありません。従って、公示日等の前でも選挙期間中でも「選挙運動のためにお使いください」と持って行けば認められます。(公選法179条②)

※公選法・公職選挙法

後援会等がする陣中見舞いは、金銭によるものです。従って、公選法上問題ありません。但し、金銭で寄附をする場合、政治資金規正法の規定では、次のようになっています。

1. 後援会等が政党・政治資金団体・その他の政治団体に寄附をする場合、制限はありません。

2. 後援会等が公職の候補者に寄附をする場合、金銭による寄附は選挙運動に関するものに限り認められることになっています。

【回答】(根拠条文：公選法179条②)

選挙期間中、税理士事務所において電話による選挙運動を行うことはできますか。また、この場合の経費負担はどうなりますか。候補者の選挙事務所に出向いて行った場合はどうですか。

【回答】(根拠条文：公選法179条②)

いなくてもよろしいでしょうか。

【回答】(根拠条文：公選法199の5、政治資金規正法21の7)

後援会等がする陣中見舞いは、金銭によるものですから、陣中見舞いだけでは、Q2の回答のとおり、公選法上問題はありませぬ。但し、賈問のようなやり取りがあった場合は、請託つまり見返りの要求になりますので禁止されています。

【回答】(根拠条文：公選法197の2、221)

選挙運動に関する支出として、選挙運動たる行為及び立候補のための準備行為の

【回答】(根拠条文：公選法197の2、221)

よる選挙運動をした場合の電話代の処理は意思を通じて行ったかどうかにより変わってきます。

1. 税理士事務所において、候補者や出納責任者等と意思を通じて、独自に電話による選挙運動を行った場合は、これに要する経費(支出)はその税理士本人で負担します。

2. 候補者や出納責任者等と意思を通じて電話による選挙運動を行った場合は、たとえ税理士事務所において行ったとしても、候補者側の経費(支出)となります。この場合、候補者から

電話代として金銭を受け取り、同額を候補者に寄附したという処理になります。

【回答】(根拠条文：公選法142、143)

文書図面の頒布・掲示が制限される理由は、文書図面の作成には多くの費用を要するため選挙が金によって支配されるおそれがあるからです。この趣旨から候補者に渡す推薦状等は、候補者に一通のみ渡すのだから、推薦状等は、文書図面の頒布・掲示の規制の対象外となります。

【回答】(根拠条文：公選法142、143)

電話代として金銭を受け取り、同額を候補者に寄附したという処理になります。

【回答】(根拠条文：公選法142、143)

文書図面の頒布・掲示が制限される理由は、文書図面の作成には多くの費用を要するため選挙が金によって支配されるおそれがあるからです。この趣旨から候補者に渡す推薦状等は、候補者に一通のみ渡すのだから、推薦状等は、文書図面の頒布・掲示の規制の対象外となります。

【回答】(根拠条文：公選法142、143)

事務所に激励のために訪問する交通費は、税政連において支給することができません。

【回答】(根拠条文：公選法221-223)

たかがコーヒー一杯で買収になるかという質問ですが、以前、これと同様の件で、喫茶店に事情聴取に来たことがあるということを伺ったことがあります。コーヒー一杯で買収にはならないと思いますが、煩わしいことは避けざるべきです。

【回答】(根拠条文：公選法221-223)

たかがコーヒー一杯で買収になるかという質問ですが、以前、これと同様の件で、喫茶店に事情聴取に来たことがあるということを伺ったことがあります。コーヒー一杯で買収にはならないと思いますが、煩わしいことは避けざるべきです。

【回答】(根拠条文：公選法221-223)

たかがコーヒー一杯で買収になるかという質問ですが、以前、これと同様の件で、喫茶店に事情聴取に来たことがあるということを伺ったことがあります。コーヒー一杯で買収にはならないと思いますが、煩わしいことは避けざるべきです。

【回答】(根拠条文：公選法221-223)

たかがコーヒー一杯で買収になるかという質問ですが、以前、これと同様の件で、喫茶店に事情聴取に来たことがあるということを伺ったことがあります。コーヒー一杯で買収にはならないと思いますが、煩わしいことは避けざるべきです。

【回答】(根拠条文：公選法221-223)

次の世代につなげていきたいもの それは、税理士どうしの助け合い

税理士団体保障

税理士も職員も個人単位で加入できる生命保障。

(死亡・高度障害を保障)

おしどり保障

税理士とその配偶者のみが加入できるご夫婦の生命保障。

(死亡・高度障害を保障)



団体介護保障

税理士と配偶者、それぞれの親が加入できる介護保障。

(要介護2以上で給付)

個人年金

税理士も職員も個人単位で加入できる年金積立。

(月々1万円から積立可能)

Q8 推薦候補者から、選挙運動用ポスターを後援会等の会員等の事務所に見えように、道路に向けて貼ることができません。4. 上記2と3のポスターで検印、証紙が確認できないものは、道路から見えないように(内向きに)貼って下さい。つまり、公選法に定める「掲示」に当たると違反になりますので、建物の内部や事務所内であっても、一般の人々の目に触れるような貼り方は、避けて下さい。

【回答】(根拠条文：公選法143③)
選挙運動用ポスターを掲示することができるのは、小選挙区選挙においては候補者及び候補者届出政党、比例代表選挙においては各届出政党等それぞれ掲示方法、枚数、規格等扱い方が異なります。それぞれについて後援会等の会員等の事務所貼る場合の留意点を説明します。

1. 小選挙区選挙において候補者を使用して選挙運動用ポスター
小選挙区選挙において候補者を使用して選挙運動用ポスターは公選法143にしか掲示することができません。従って、会員の事務所には貼れません。

2. 小選挙区選挙において候補者届出政党が使用できる選挙運動用ポスター
依頼されたポスターに都道府県の選挙管理委員会の検印があること又は証紙が貼つてあることを確認することです。確認できたポスターは不特定多数の者に見えるように、道路に向けて(外向きに)貼ることができません。

3. 比例代表選挙において名簿届出政党等が使用できる選挙運動用ポスター
依頼されたポスターに中央選挙管理会の交付する証紙が貼つてあることを確認

購入して代金を支払うことや講演依頼をしてその謝金を支払うことなどについてはその金額が社会通念上妥当な金額であれば対価を支払っているという扱いになり、寄附とはなりません。尚、政治家に講演を依頼することは、その内容や時期によっては、事前運動の禁止や公選法に違反する演説会になる可能性もありますので、内容については、事前に打ち合わせをして下さい。

Q9 税政連が政治家のパーティー券や本を贈ることができませんか。
【回答】(根拠条文：政治資金規正法12、22、23の8) 1. パーティー券
(1) パーティー券の金額が社会通念上妥当な金額(2万円程度)で、出席を前提として購入した場合は、その支払は寄附ではなく、対価の支払いになります。(2) 右記の要件を満足しないパーティー券の購入に対する支出は寄附となります。政治資金規正法の規定で、同一の相手先に1年間に寄附をすることができ金額は制限されています。

(3) 政治資金規正法の規定では、同一の者が一の政治資金パーティーに支出できる金額は150万円以内となっています。また、同一の者が一の政治資金パーティーにつき支出した金額が20万円を超える場合は収支報告書に記載され公開されます。

2. 本の購入、講演の謝金
政治家が発行する図書を購入して代金を支払うことや講演依頼をしてその謝金を支払うことなどについては、その金額が社会通念上妥当な金額であれば対価を支払っているという扱いになり、寄附とはなりません。尚、政治家に講演を依頼することは、その内容や時期によっては、事前運動の禁止や公選法に違反する演説会になる可能性もありますので、内容については、事前に打ち合わせをして下さい。

Q10 税政連で推薦した候補者の名前を選挙区の政治連盟の会員に対して税政連の会報に記載して配ることはできませんか。
【回答】(根拠条文：公選法148、201の15) 1. 新聞紙及び雑誌(以下「新聞紙等」といふ)には、普通通の新聞紙、雑誌のほかに業界紙や労働組合等の機関誌も含まれます。従って税政連の会報も新聞紙及び雑誌の規定の制約を受けることとなります。

新聞紙等は、虚偽の事項を記載したり事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用することがない限り、選挙に関する報道及び評論を掲載することができません。しかし、選挙期間中及び投票日においては、一定の条件を具備しない新聞紙等での選挙区内に頒布し、掲示するものには、一切選挙に関する報道評論を掲載することができません。但し、税政連のHPに掲載して会員に周知することは可能です。

先ず税政連の機関誌が、いつかの手元に届くかにより異なります。1. 税政連の会報が公示日等の前に会員の手に届く場合
慣習として税政連の決定事項を会員に通常の方法(会報)で通知することとしている場合は、選挙運動の制限に関する規定は適用されません。つまり、会報に記載して配ることができるといふことです。ただし、通常はまったく決定事項の通知を文書でしてないのに、税政連の推薦候補者を会報で通知すると選挙運動用文書図面の頒布になる可能性があります。平素からの団体の決定事項は会報に記載して下さい。

2. 税政連の機関誌が、選挙期間中及び投票日までの間に会員の手に届く場合は、税政連の会報が次に掲げる条件を具備していない場合、選挙に関する報道評論(税政連が推薦した候補者の氏名)を掲載することができません。

(1) 新聞紙等は毎月3回以上、雑誌等は毎月1回以上、号をおいて定期的に有償で頒布するもの。
(2) 日本郵便会社の第3種郵便物の承認があるもの

Q11 税理士会・税政連の総会等が開催される場合、政治家を招待し懇親会で挨拶をしていただくことはできますか。
【回答】(根拠条文：公選法129、163の3)
政治家を招待し懇親会で

挨拶をしていただくその挨拶行為が、選挙運動に該当するかどうかということが問題になります。つまり、その挨拶が①特定の選挙において、②特定の候補者等の当選を得又は得しめるために、③選挙人に働きかける行為であるかどうかということが論点です。

税理士会・税政連の懇親会において、招待された政治家が挨拶の冒頭で例えば「〇〇県〇〇区〇〇です」といった自己紹介をするかと思いますが、政治家は選挙のプロですから、選挙運動にわたる挨拶はしないと意思します。つまり、懇親会での挨拶は選挙運動とは考えられません。

もし、その挨拶が「選挙運動にわたる行為」であるとした場合は、公示日前であっても事前運動の禁止に該当します。選挙期間中は、他の演説会の禁止(候補者以外の者が主催する演説会において候補者がする演説会等の禁止)に該当します。税理士会・税政連が政治家を招待しているのだから、選挙運動にはなりません。もちろん、投票日に選挙運動をすることは禁止されています。従って、その挨拶が「選挙運動にわたる行為」である場合には、いかなる時期においても、懇親会が政治家から挨拶をしていただくことはできません。

Q12 税政連の役員が、政治家のリーフレットと後援会支援者名簿を持参して顧問先や知人を訪問しては問題ありませんか。
【回答】(根拠条文：公選法129、138、138の2)
顧問先や知人を訪問する目的又は訪問する時期によって異なります。

1. 後援会の加入促進が目的の場合
後援会の加入促進は一般的な政治活動です。リーフレットが純粋な後援会への加入案内であり、選挙運動にわたるものでなければ、公示日前でも選挙期間中でもあっても、理論的には問題はありません。

しかし、後援会の目的は特定の国会議員を後援することですので、後援会に入会することは、その特定の国会議員に係る選挙において、その特定の国会議員に投票することになります。従って、選挙が間近に迫っているような期間は、外形的には後援会の加入促進行為であっても選挙運動と捉えらるる場合があります。従って、その時期に加入促進行為をする必要性はありません。加入促進行為はしないで下さい。

Q13 決起集会等の開催
通知をFAXする場合、その範囲はどのあたりから禁止されますか。
【回答】本当に純然たる内部の連絡事項に留まっていれば、選挙運動用文書図面の頒布・掲示にはあたりません。但し、会員外にそのような集会を開催を周知連絡した場合は、法定外文書図面の頒布になるおそれがありますので、行わないで下さい。税政連の場合、規約上会員であるかどうかの区別が必ずしも明確でない場合がありますので、注意して下さい。

Q14 選挙期間中に「内部連絡」「事務連絡」という形で文書を送付してありますが、その場合に推薦候補者の名前を文書に記載することは可能ですか。また「候補者が〇〇月△日に来ますから集まってください」という文書の出し方は可能ですか。
【回答】(根拠条文：公選法143③)
この問題は、選挙期間中に個人演説会、街頭演説会の開催を告知する方法として、「内部連絡」「事務連絡」という形で文書を送付して宜しいか否か質問していることと解釈します。なお、「候補者が〇〇月△日に来ますから集まってください」という文章は選挙運動用文書の頒布の制限に該当します。

この場合、文書の送付先が後援会等の会員だけの場合は、

Q15 税理士が、選挙運動に関する出納責任者になることはできますか。またその際謝礼を受け取ることは可能ですか。
【回答】(根拠条文：公選法210、211、251の2、251の5、251の2) 公選法上、税理士が出納責任者となることを規制する規定はありません。但し、出納責任者は連座制の対象となりますので、十分注意することが必要です。なお、公選法により出納責任者が報酬を受け取ることはできません。報酬を受け取る旨買収罪に該当することになります。報酬は受け取らないで下さい。

Q16 選挙期間中、税政連のホームページ上に推薦候補者の氏名を載せることはできますか。
【回答】(根拠条文：公選法142の3)
税政連は、「候補者及び政党等以外の者(有権者)」に分類されますので、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができます。従って、税政連は、選挙期間中においてもその税政連が推薦した候補者の氏名を、ホームページ上に掲載できるばかりでなく、ホームページ上でその候補者に対する投票依頼をすることもできます。

Q17 後援会の会員や税政連の執行部が、候補者から選挙運動用メールを受け取りました。そのメールの内容を友人に転送したいのですが、選挙違反にならないでしょうか。
【回答】(根拠条文：公選法142の3)
後援会の会員や税政連の執行部は有権者に分類されますので、候補者や政党等から受け取った選挙運動用メールを、家族や友人などへ電子メール転送することは禁じられています。但し、フェイスブック、ツイッター及びLINEは、ウェブサイト等を利用した選挙運動に該当しますので、受信したメッセージをこれらの方法で知らせることはできます。なお、メールの転送ではなく、選挙運動用のホームページなどにリンクするURLやQRコードなどを不特定多数に送信した場合、有権者がメールを送信したとみなされる可能性がありますので、しないで下さい。

Q18 税政連が政治家の購入した本や講演の謝金を、いつかの手元に届くかにより異なります。1. 税政連の会報が公示日等の前に会員の手に届く場合
慣習として税政連の決定事項を会員に通常の方法(会報)で通知することとしている場合は、選挙運動の制限に関する規定は適用されません。つまり、会報に記載して配ることができるといふことです。ただし、通常はまったく決定事項の通知を文書でしてないのに、税政連の推薦候補者を会報で通知すると選挙運動用文書図面の頒布になる可能性があります。平素からの団体の決定事項は会報に記載して下さい。

Q19 税政連の役員が、政治家のリーフレットと後援会支援者名簿を持参して顧問先や知人を訪問しては問題ありませんか。
【回答】(根拠条文：公選法129、138、138の2)
顧問先や知人を訪問する目的又は訪問する時期によって異なります。

税理士による国会議員等後援会について

本連盟の重点運動の1つに「政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携しつつ強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する」と謳われています。このため、後援会は、税理士会や税政連の目的実現のために必要不可欠な存在といえます。

全国には300を超える税理士による後援会があり、都内には41の後援会が活動しています。

後援会は、支持する国会議員を国政に送り出すことはもとより、

公正・公平な税制の確立と税務行政の改善進歩、さらには税理士制度の発展に向けた活動のために議員への働きかけなどを行い、税政連の要望実現のためには、無くてならない存在です。

本連盟では、後援会が充実した活動を行うべく、ひとりでも多くの税理士会員が入会することを望んでおりますので、入会を希望する会員におかれましては、下記の一覧を参考に、各单位税政連にお問い合わせ下さい。

税理士による国会議員等後援会一覧

令和3年5月1日現在

衆議院	議員氏名	党派	選挙区	後援会会長(支部)	幹事長(支部)
	海江田万里	立憲民主党	1区	飯盛 俊昌(四谷)	久保 英明(麻布)
山田 美樹	自民党	1区・比	浅見 哲(麹町)	田村 幸男(芝)	
辻 清人	自民党	2区	関屋 一馬(小石川)	香山 正男(京橋)	
石原 宏高	自民党	3区	森 外志廣(荏原)	中野 敦郎(品川)	
松原 仁	立憲民主党	3区・比	柴田 博壽(雪谷)	風里谷 豊(雪谷)	
平 将明	自民党	4区	加藤 雅人(蒲田)	秋元 弘光(蒲田)	
平将明(大森)	自民党		根本 文雄(大森)	阿部 博(大森)	
越智 隆雄	自民党	6区・比	田川 修二(世田谷)	高橋 隆(北沢)	
松本 文明	自民党	7区・比	若井 英之(渋谷)	山下 晃司(中野)	
石原 伸晃	自民党	8区	南 耕一(杉並)	成田 忠幸(杉並)	
菅原 一秀	自民党	9区	竝木 宏壽(練馬東)	井上 公藏(練馬東)	
鈴木 隼人	自民党	10区	渡辺 利(豊島)	庄司 明子(豊島)	
下村 博文	自民党	11区	彦久保光弘(板橋)	坂田 寛(板橋)	
太田 昭宏	公明党	12区	山口 三美(王子)	遠藤 潔(王子)	
鴨下 一郎	自民党	13区	八木澤秀夫(足立)	平田 耕伸(西新井)	
松島みどり	自民党	14区	田尻 吉正(向島)	古庄 一夫(木所)	
秋元 司	無所属	15区	松本 献(江東西)	山内 一義(江東東)	
柿沢 未途	無所属	15区・比	矢ノ目 忠(江東西)	松本 聡美(江東東)	
大西 英男	自民党	16区	矢場莊一郎(江戸川南)	岩崎 信幸(江戸川南)	
平沢 勝栄	自民党	17区	大石 雅也(葛飾)	小松原昭芳(葛飾)	
菅 直人	立憲民主党	18区	伊藤 則義(武蔵野)	柿崎久実恵(武蔵野)	
松本 洋平	自民党	19区	山中 孝一(東村山)	山本 晋也(東村山)	
末松 義規	立憲民主党	19区・比	市瀬 寛(立川)	中瀬 勝彦(立川)	
木原 誠二	自民党	20区	公盛 健一(東村山)	土田 士朗(東村山)	
長島 昭久	自民党	21区	溝内 大輔(立川)	正井 浩樹(立川)	
小田原 潔	自民党	21区・比	阪口 茂(日野)	上木 清光(日野)	
伊藤 達也	自民党	22区	高橋 省二(武蔵府中)	渡辺 宏幸(武蔵府中)	
山花 郁夫	立憲民主党	22区・比	坂本 勝哉(武蔵野)	星 雅典(武蔵野)	
小倉 将信	自民党	23区	玉方 周明(町田)	熊澤 裕人(町田)	
萩生田光一	自民党	24区	谷口 健吉(八王子)	中川 常彦(八王子)	
井上 信治	自民党	25区	法理 規夫(青梅)	亀岡 タケ(青梅)	

参議院	氏名	党派	選挙区	後援会会長	幹事長
	中川 雅治	自民党	東京	高橋 省二(武蔵府中)	八木澤秀夫(足立)
	片山さつき	自民党	比例	原田 伸幸(麻布)	筒木 勝(新宿)
	白 眞勲	立憲民主党	比例	増田 恵一(豊島)	本田 誠(本郷)
	青木 愛	立憲民主党	比例	田口 綱子(王子)	石亀 邦俊(王子)

非現職	氏名	党派	選挙区	後援会会長	幹事長
	中山 義浩	国民民主党	2区	船曳 淳二(上野)	岩田 浩一(上野)
	土屋 正忠	自民党	18区	萩野 紘一(武蔵野)	上田 俊明(武蔵野)
	深谷 隆司・辻 清人	(自民党)	—	中村 勝(小石川)	渡辺 久雄(小石川)

首長	氏名	選挙区	選挙区	後援会会長	幹事長
	小池百合子	東京都	知事	内山 良子(豊島)	井上 立子(豊島)
	近藤 弥生	足立区	区長	塚崎 一彦(西新井)	立田 彰(足立)
	坂本たけし	板橋区	区長	有働 武文(板橋)	濱島 友治(板橋)

後援会内訳

衆議院	参議院	非議員	首長	合計
31	4	3	3	41

日税グループ
(税理士界一筋おかげさまで48年)

株式会社 **日税ビジネスサービス**
TEL.0120-155-551

株式会社 **日税不動産情報センター**
TEL.03-3346-2220

株式会社 **共栄会保険代行**
TEL.0120-922-752

株式会社 **日税サービス**
TEL.0120-312-112

株式会社 **日税経営情報センター**
TEL.03-3345-0600



「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、
各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。



博したNHKの連続ドラマ「黒い羊」の部員達の入魂の応援を大好きな野球とともにも眺める幸福の時。コロナ禍の中、人気を

ら解放されるとともに聞こえてくる球音。春の選抜に始まり、プロ野球の開幕、そして、東京六大学の春のリーグ戦を観戦するのがコロナ禍以前から一番の私の楽しみでした。球場に繰り広げられるプラスチックの演奏、舞うチアリーダー、一日も早く大歓声が

私のスナップ

和田 浩司郎 (小石川)

「エール」を
マ「エール」。応援団長が二頭張りのときは繋がる。自分は活躍する選手を応援することで、みんなを元気づけた。と主人

ほのほの喫茶室 (原電話で昭和を懐かしむ)



合同セミナーの開催
コロナ拡大で中止

- 税理士による片山さつき後援会総会 (R2.12.14) ※書面決議
- すがわら一秀税理士後援会総会 (R3.2.2) ※対面開催
- 税理士による山田美樹後援会総会 (R3.2.5) ※ウェブ会議
- 税理士による白眞勲後援会総会 (R3.2.10) ※書面決議

本連盟は、東京税理士会と共催で2月8日に、衆議院第一議員会館にて開催を予定していた「合同セミナー」を中止した。

今回は、第一部として東京会の矢ノ目調査研究部長による「税制改正大綱報告」

東税政ホームページに
アクセスしてください!

ホームページには本連盟の情報が満載です。是非アクセスして下さい。



5月。ツツシ、フジの満開から、サツキ、アヤメ、バラと様々な花が咲く。そして若葉が鮮やかな季節だ。

私は趣味で昆虫の写真を撮っている。私有地に入るわけにはいかなないので、植物が多い自然環境がある公園や河川敷へ行く。暖かくなる

この時期に行かないと見ることができない。昨年のこの時期はコロナ禍での緊急事態宣言により、管理されている公園は立入禁止とな

コロナ禍で売上減少した事業者が、4月からの総額表示で悩んでいた。「本体価格表示2900円が総額表示では3190円。さらに売上が落ちるかも。というで、アメリカ、シンガポ

一方、税金は物価の一部になっている。お国事情はイギリスは、あると思う。コロナ禍の打撃の大きい飲食業・観光業の支援のため、これらの付加価値税を

会計業務の効率化を実現

税理士業務を支援する会計システム

ICSATOM II

- 原簿会計 S 帳簿法
- 財務会計 電子申告ソフト
- 給与システム 会計業務利用率 No.1

日本ICS株式会社

TEL 03-5909-3838

TEL 06-6773-3881

0120-451-446



東京税理士協同組合は、今年で創立60周年を迎えました 100年続く組合を目指し、事業の充実化に努めます

本年1年間を組合創立60周年イヤーとして、様々な記念事業等を実施いたします

昭和36年4月11日、602名(出資金4,445千円)の組合員によって設立された本組合は、おかげさまで今年で創立60周年を迎えました。令和3年4月1日現在、組合員13,681名(出資金137,153千円)、準会員2,243名の大規模協同組合に発展しております。節目となる60周年を記念し、下記のとおり記念事業等を行いますので、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

I. 記念事業

1. ゴルフ大会

開催日：令和3年10月11日(月)

9月17日(金)から変更

於：泉カントリー倶楽部

2. 講演会

開催日：令和3年10月5日(火)

於：有楽町朝日ホール

3. 60周年記念表彰式・祝賀会

開催日：令和3年11月8日(月)

於：ホテルニューオータニ

II. キャンペーン

1. 組合員等加入勧奨キャンペーン

①キャンペーンの期間は令和3年1月1日から8月31日までとします。

②支所に対して下記の基準で報奨金を支払います。

1位～5位：10万円 6位～15位：6万円

16位～25位：4万円 26位～48位：2万円

※但し、期間中に支部会員数が増加したにも関わらず、組合員数及び準会員数の増加が無かった場合、報奨金はありません。

③順位の算定基準計算方法は、達成率ポイント、増加数ポイント、伸展率ポイント、キャンペーン加入ポイントを組合員及び準会員それぞれで行い、総合的に順位を決定します。

2. 提携企業共催キャンペーン

キャンペーンの詳細は東税協事務局にお問い合わせください。

※詳細は以下からも確認いただけます。

①支所対象のキャンペーン/本組合発行「四季だより」2021年4月号

②組合員・準会員対象のキャンペーン/「東京税理士界」2021年2月号の14面「東税協ニュース」

東京税理士協同組合 創立60周年記念事業 税務関係書籍の購入助成のご案内

本組合では、組合創立60周年記念事業の一環として、本組合にご加入の組合員及び準会員を対象に、税務関係書籍の購入助成を実施いたします。

◆助成額：上限5,000円(金額が5,000円以下の場合は実費分を助成。5,000円超の場合は差額をご請求。)

◆お申込方法：専用のお申込書をご案内文書と併せてお送りいたしますので、必要事項をご記入のうえ、お申込みください。なお、対象書籍は(一財)大蔵財務協会発行の税務関係書籍のうち、後日ご案内の対象書籍リスト掲載のものとなります。

◆お申込期間：令和3年4月から令和3年6月30日まで

※新規ご加入の方は、ご案内文書到着から1か月間

◆書籍の発送：出版社の大蔵財務協会より直送いたします。送料は無料です。

令和3年1月31日現在の本組合加入者(組合員・準会員)には、4月上旬にご案内文書を郵送させていただきました。

また、令和3年1月31日現在において、まだ本組合にご加入いただけていない方は、組合員等加入勧奨キャンペーン期間中の令和3年8月31日までにご加入いただければ、同様のご案内をさせていただきます。この機会に是非ご加入をご検討ください。

<お問合せ先> (一財)大蔵財務協会 販売局(電話:03-3829-4141) / 東京税理士協同組合 直営売店

ご利用ください! 「東税協直営売店」

ご利用の際は、組合員証・準会員証をご提示ください

1. 一部の商品を除き定価の**10%割引**

2. 1回のお買上げ金額10%割引後 **5,000円以上送料無料**

特別優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。

3. **代金後払いサービス**

組合員・準会員特別優待券をご利用いただけます。

ホームページ・FAXにてご注文ください。

業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実

<お申込み・お問い合わせ> **東京税理士協同組合直営売店**(TEL・FAXは下記をご覧ください)

2020年度 特別優待券の
有効期限にご注意ください
2021年6月30日(水)

特別優待券は、直営売店での書籍購入(ホームページ・FAX注文/会員研修会会場での出張販売等含む)のほか、<会則3時間>組合員等研修会・「東税協/日税フォーラム」を会場で受講される際もご利用いただけます。

※研修会の開催情報につきましてはホームページをご確認ください。



東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館

TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008

直営売店

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

東京税理士会館1階

TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446